


# 速報！さくらユウワ通信

## 18歳から“大人”に！ 成人年齢引き下げに伴う変化と税制改正

民法が改正され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、2022年4月1日時点で18歳、19歳の方は、新成人となりました。今回は、成人年齢が引き下げに伴う変化と、税制改正についてです。

### 成人年齢引き下げにより変わる事・変わらない事

18歳(成人)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> <li>■親の同意がなくても契約できる                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話の契約</li> <li>・ローンを組む</li> <li>・クレジットカードを作る</li> <li>・一人暮らしの部屋を借りる など</li> </ul> </li> <li>■10年有効のパスポートを取得する</li> <li>■公認会計士や司法書士、医師、薬剤師などの国家資格を取る</li> <li>■女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に</li> <li>■代理人なしで民事裁判を起こす</li> <li>■性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる</li> </ul> <p>※普通自動車免許の取得は従来同様、「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■飲酒をする</li> <li>■喫煙をする</li> <li>■競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う</li> <li>■養子を迎える</li> <li>■大型・中型自動車運転免許の取得</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div>

### 成人年齢引下げに伴う、贈与税・相続税の改正

区分	受贈者や相続人等の年齢要件		
	令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合	
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続時精算課税(相続税法21の9)</li> <li>・住宅取得等資金の非課税等(租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2)</li> <li>・贈与税の特例税率(租税特別措置法70の2の5)</li> <li>・相続時精算課税適用者の特例(租税特別措置法70の2の6~70の2の8)</li> </ul>	その年1月1日において <b>20歳以上</b>	その年1月1日において <b>18歳以上</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継税制(租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5)</li> </ul>	贈与の日において <b>20歳以上</b>	贈与の日において <b>18歳以上</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚・子育て資金の非課税(租税特別措置法70の2の3)</li> </ul>	結婚・子育て資金管理契約締結の日において <b>20歳以上50歳未満</b>	結婚・子育て資金管理契約締結の日において <b>18歳以上50歳未満</b>
相続税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者控除(相続税法19の3)</li> </ul>	相続等の日において <b>20歳未満</b>	相続等の日において <b>18歳未満</b>

出典1：(政府広報オンライン) >18歳から“大人”に!

出典2：(国税庁リーフレット) 民法の改正(生年年齢引下げ)に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【染矢】